



第12号議案

名古屋都市計画生産緑地地区の変更 (名古屋市決定)

生産緑地地区制度の目的

市街化区域内において、緑地機能などの優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ることを目的とする制度



生産緑地地区（中川区）

本市における生産緑地地区制度を取り巻く変遷

年度	関連法等	説明
H3	生産緑地法改正	原則、30年間営農、一団 500㎡以上 (新規指定は原則不可)
H4	—	名古屋市で生産緑地地区の指定開始
H26	指定基準改正 (名古屋市基準)	「駅そば生活圏外」の新規指定が可能に
H27	都市農業振興基本法	多様な都市農地の機能に着目
H28	都市農業振興基本計画	都市農地の位置付けが転換 「宅地化すべきもの」→「あるべきもの」
H29	生産緑地法改正 緑のまちづくり条例改正 (名古屋市基準) 指定基準改正 (名古屋市基準)	面積要件を500㎡から300㎡まで引き下げ 「駅そば生活圏内」の新規指定が可能に (防災協力農地の登録を条件)
	特定生産緑地制度創設	指定後30年経過する生産緑地は10年更新可能
H30	都市農地貸借円滑化法制定	生産緑地の貸借が可能に

※赤字は名古屋市関連

主な指定要件

指定要件	<p>(a) 及び (b) を満たす農地等</p> <p>(a) 以下の条件にすべて該当する一団の農地等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 一団 300m²以上の規模の区域であること・ 都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること・ 農林漁業の継続が可能な条件を備えていること <p>(b) 以下のいずれかに該当する農地等</p> <ul style="list-style-type: none">・ 既存の生産緑地地区と一団になる農地等・ 駅そば生活圏外の農地等（平成27年度～）・ 駅そば生活圏内の農地等（平成30年度～） （防災協力農地の登録が条件）・ 公園緑地等の都市計画決定された区域内的の農地等・ 特定農地貸付法による市民農園の農地等・ 土地区画整理事業の施行に伴い、新たに面積要件を満たすこととなった農地等
------	--

主な行為制限及び税制優遇

行為制限	<p>以下の行為は、許可を受けなければしてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築・ 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更・ 水面の埋立て又は干拓
税制優遇	<ul style="list-style-type: none">・ 固定資産税及び都市計画税の農地課税・ 相続税及び贈与税の納税猶予の特例の適用・ 市又は地方公共団体等により買い取られる場合、譲渡所得について、1,500万円控除

主な除外要件

- ・ **買取申出**において、市が買取らない旨の通知を行い、その後、営農希望者への斡旋も不調となり**行為制限が解除された農地等**

買取申出とは

以下のときは、買い取りを申し出ることができる。

- ・ 指定後30年を経過したとき
- ・ 主たる従事者が死亡、若しくは従事することを不可能にさせる故障に至ったとき

除外要件

- ・ 土地区画整理事業の施行に伴い、面積が減少し、面積要件を欠く農地等
- ・ 公共施設等の敷地の用に供された農地等
- ・ 上記による除外に伴い、面積要件を欠く農地等（道連れ解除）

都市計画変更の概要

区 分	団 地 数	面 積 (ha)
変 更 前	1,744	約 247.4
変 更 (指 定) (除 外)	+ 24 (+ 111) (- 87)	- 14.4 (+ 2.2) (- 16.7)
変 更 後	1,768	約 233.0

(注) 端数処理のため、変更の面積との指定、除外の面積の合計は一致しない。

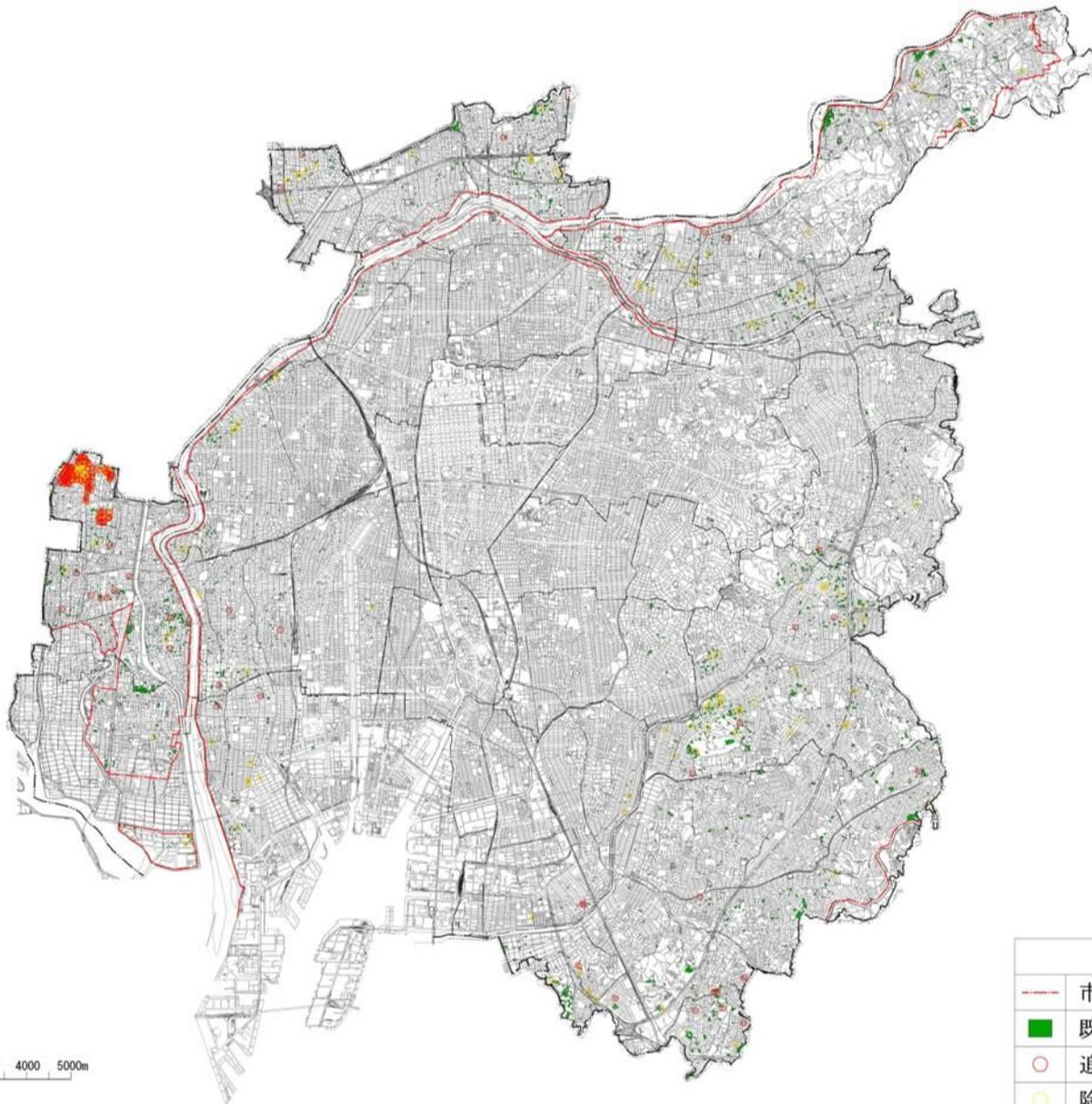
行政区別内訳

行政区	変更前		変更後	
	団地数	面積 (ha)	団地数	面積 (ha)
千種区	3	約 0.2	3	約 0.2
北区	105	約 13.8	102	約 13.4
西区	88	約 7.1	85	約 6.9
中村区	105	約 8.9	104	約 8.7
瑞穂区	8	約 1.8	8	約 1.8
中川区	371	約 56.4	417	約 47.7
港区	118	約 14.0	117	約 13.3
南区	27	約 2.3	27	約 2.2
守山区	246	約 40.5	240	約 38.8
緑区	255	約 48.7	258	約 48.7
名東区	76	約 7.2	74	約 7.3
天白区	342	約 46.5	333	約 44.1
合計	1,744	約 247.4	1,768	約 233.0

- (注) 1 千種区、瑞穂区の変更はなし。
2 東区、中区、昭和区及び熱田区には、生産緑地地区の指定はなし。
3 端数処理のため、面積の合計は一致しない。

総括図

総括図



0 500 1000 2000 3000 4000 5000m

凡 例	
	市街化区域境界線
	既存の生産緑地地区
	追加する生産緑地地区
	除外する生産緑地地区

計画図(中川区)

